

政策提案書

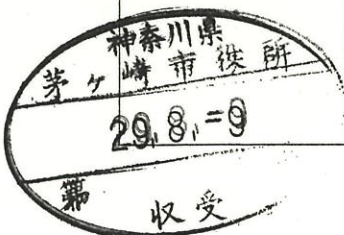
2017年 8月 9日

(宛先) 茅ヶ崎市長 服部信明 様

住 所
提案代表者 氏 名
電話番号

次のとおり政策の案を提案します。

市民の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 1 市内在住 <input type="checkbox"/> 2 市内在勤、市内在学、市内で事業活動等又は市に納税
勤務先、学校名、事業活動等の内容等	
提案する政策の名称	茅ヶ崎市における要綱の位置づけと現状の要綱の整理・見直し及び条例の体系的整備について
現状の課題、問題点	<ol style="list-style-type: none"> 茅ヶ崎市の要綱は、300以上あるにもかかわらず、要綱策定に関する規定がなく、各担当課が必要に応じて策定・改廃している。 要綱を策定・改廃する場合、担当課には法律の専門知識を有する職員がいないために、その内容が不備なもの、条例にすべきものなどの整理がされていない。 要綱は内部規定だとしながら、条例等の法律と同じような形態をしている。そのために、市民にはそれを遵守するのが当たり前と思わせている。 要綱の中には、市民の権利や活動に大きな影響があるものも含まれているにもかかわらず、十分な公表がされていないために、市民が理解しにくい。 要綱の中には補助金の交付が多く含まれている。これらは担当課が既成事実として継続しているものや特定分野に偏っているものなど、見直す必要がある。しかし、要綱で定められているために議会のチェックがかからない状況である。 法律の改正や現状との乖離などによって修正が必要となっている要綱、あるいは不要となっている要綱が存在する。また、要綱があるにもかかわらず、それが十分に認識されていないで利用されない状況となっているなどが起こっている。
提案する政策の内容	<ol style="list-style-type: none"> 茅ヶ崎市の「要綱」の定義を定める。 要綱を定めるための必要な規定を定める。最終的に上司の責任を明確にすること。 文書法務課及び法務研修を受けた職員が、茅ヶ崎市の要綱の整理を行う。 茅ヶ崎市の要綱を分類すると①補助金等に関するもの、②人的サービスに関するもの、③附属機関等の内容等に関するもの、④行政指導に関するもの、⑤行政内部の事務処理や手続き等に関するものがある。 その一方、現状の要綱には、①必要がないもの、②文面を修正する必要があるもの、③既存の条例に入れられるもの、④条例化する必要があるものなどがある。



	<p>現状の要綱を上記の二つの視点から分類および整理し、速やかに公表する。</p> <p>4. この分類整理した要綱を具体的に方向性を決め、条例等にする場合には、市民参加での検討の場を設ける。</p> <p>5. 要綱行政の限界を認識し、適切な行政運営が行われるようなチェック体制を設ける。文書法務課及び専門研修を受けた職員のプロジェクトを作り、定期的な見直しを行う。</p> <p>6. 自治基本条例で規定されている条例の体系的整備を早急に実施することにより、条例、規則、要綱なども整理することができる。</p> <p>7. 今後の分権施策の中で茅ヶ崎市独自の条例等を作成することが必要となるために各担当課に研修を受けた法務担当職員を置くとともに、職員全体の法務能力の向上を図る。</p> <p>8. 要綱を策定し、又は改廃する場合にはその影響も考え、議会に報告を行う。</p> <p>9. 各施策に係る要綱は、その施策を公表しているホームページに必ず掲載することによって、市民の知る権利を保障する。</p>
予想される効果	<p>1. 自治基本条例に則り、法律に基づく行政運営の透明性を確保ができる。</p> <p>2. 市民との情報共有が十分に行われ、行政の信頼性が増し、市民自治の推進を図ることができる。</p>
必要な費用	

- 備考
- 1 本人が自筆で氏名を記入したときは、押印を省略することができます。
 - 2 「市民の区分」欄は、茅ヶ崎市内に在住する場合は、□1にレ印を記入し、茅ヶ崎市外に在住する場合は、茅ヶ崎市内に在勤し、若しくは在学し、市内で事業活動等を行い、又は茅ヶ崎市に納税しているときは□2にレ印を記入してください。
 - 3 「市民の区分」欄の□2にレ印を記入したときは、「勤務先、学校名、事業活動等の内容等」欄に、勤務先、学校名、事業活動等の内容等を具体的に記入してください。
 - 4 「現状の課題、問題点」欄は、問題となっている事項、課題、その背景、考えられる原因等について記入してください。
 - 5 「提案する政策の内容」欄は、できるだけ具体的に記入してください。
 - 6 「必要な費用」欄は、提案する政策を実施するのに必要と見込まれる費用（概算でも可）を記入してください。
 - 7 この用紙に記入しきれないときは、必要に応じて別紙を使用してください。
 - 8 政策提案者署名簿（第3号様式）を添付してください。